

## 船橋市特別支援連携協議会要綱

(目的)

第1条 LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒の総合的支援体制の整備に向け、関係諸機関の情報交換・意見交換を行い、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備を図るため船橋市特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

(主催及び事務局)

第2条 連携協議会は、船橋市教育委員会が主催し、事務局は総合教育センター 教育支援室が当たる。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる職にある者をもって組織し、教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 親の会関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 幼稚園関係者 (市内幼稚園連合会長)
- (5) 労働関係者 (公共職業安定所長)
- (6) 福祉関係者 (市川児童相談所長)
- (7) 県教委関係者 (教育庁葛南教育事務所指導主事)
- (8) 学校関係者 (県立特別支援学校長)
- (9) 健康福祉局 (福祉サービス部長)
- (10) 健康福祉局 (地域子育て部長)
- (11) 学校関係者 (市立船橋高等学校長)
- (12) 学校関係者 (市立特別支援学校長)
- (13) 学校関係者 (市・小学校長会長)
- (14) 学校関係者 (市・中学校長会長)
- (15) 学校関係者 (市・特別支援学級設置校長会長)
- (16) 学校関係者 (市・特別支援教育研究連盟理事長)
- (17) 市教育委員会 (教育次長)
- (18) 市教育委員会 (学校教育部長)
- (19) 市教育委員会 (総合教育センター所長)
- (20) 事務局 (総合教育センター教育支援室長・職員)

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 連携協議会に座長及び副座長を置き、それぞれ委員による互選とする。

- 2 座長は、会務を掌理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長がかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 連携協議会は、年間 2 回開催する。

- 2 座長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 3 会議の公開については、情報公開条例（平成 14 年船橋市条例第 7 条）、情報公開条例施行規則（平成 14 年船橋市規則第 50 条）、船橋市教育委員会傍聴人規則（平成 10 年船橋市教育委員会規則第 2 号）、及び附属機関等の公開実施要綱を準用する。

(作業部会)

第 7 条 座長は必要に応じ、専門の事項を検討するための作業部会を開催することができる。

- 2 作業部会の委員は、事務局が指名する。

(災害補償)

第 8 条 任命を受けた委員の業務に係る事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和 42 年船橋市条例第 33 号）の規定を準用する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、教育長が別に定める。

附則

平成 18 年 4 月 1 日施行

附則

平成 19 年 2 月 1 日改正

附則

平成 21 年 4 月 1 日改正

附則

平成 22 年 4 月 1 日改正

附則

平成 25 年 4 月 1 日改正

附則

平成 29 年 4 月 1 日改正

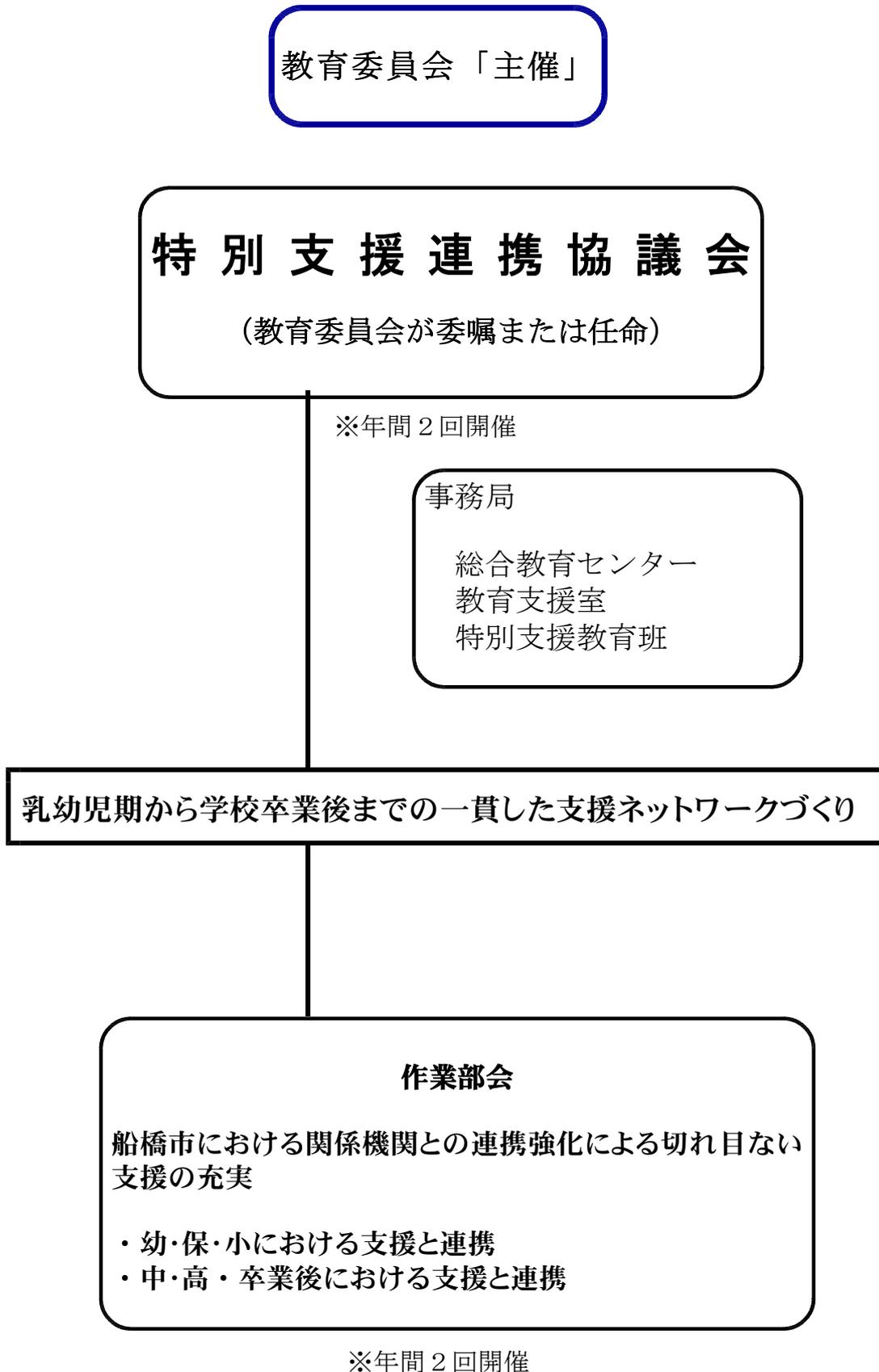
附則

令和 5 年 4 月 1 日改正

附則

令和 7 年 4 月 1 日改正

船橋市特別支援連携協議会組織図



## 令和 7 年度 船橋市特別支援連携協議会委員 (敬称略)

| No. | 区 分    | 所 属 ・ 職 名               | 氏 名    |
|-----|--------|-------------------------|--------|
| 1   | 学識経験者  | 植草学園大学 特命教授             | 佐藤 慎二  |
| 2   | 親の会関係者 | 船橋市自閉症協会副会長             | 三川 瑞子  |
| 3   | 医療関係者  | おぐち小児科院長                | 小口 学   |
| 4   | 幼稚園    | 幼稚園連合会長 (若松幼稚園理事長)      | 尾木 修介  |
| 5   | 労働     | 船橋公共職業安定所長              | 鈴木 ひろ子 |
| 6   | 福祉     | 市川児童相談所船橋支所長            | 島貫 奈津子 |
| 7   | 県教育委員会 | 県教育庁葛南教育事務所指導主事         | 渡邊 学   |
| 8   | 特別支援学校 | 県立船橋特別支援学校長             | 竹内 登志子 |
| 9   | 市福祉行政  | 福祉サービス部長                | 岡部 佐知子 |
| 10  | 市保育行政  | 地域子育て部長                 | 小澤 洋一  |
| 11  | 高等学校   | 市立船橋高等学校長               | 近藤 義行  |
| 12  | 特別支援学校 | 市立船橋特別支援学校長             | 神田 順子  |
| 13  | 小学校    | 小学校長会長 (船橋小学校長)         | 野木 英表  |
| 14  | 中学校    | 中学校長会長 (宮本中学校長)         | 太田 由紀  |
| 15  | 特別支援教育 | 特別支援学級設置校校長会 (丸山小学校長)   | 中道 恵美子 |
| 16  | 特別支援教育 | 特別支援教育研究連盟理事長 (行田東小学校長) | 生井 敏昭  |
| 17  | 市教育委員会 | 教育次長                    | 小栗 俊一  |
| 18  | 市教育委員会 | 学校教育部長                  | 日高 祐一郎 |
| 19  | 市教育委員会 | 市総合教育センター所長             | 小川 欣弘  |

|     |                   |        |
|-----|-------------------|--------|
| 事務局 | 市総合教育センター教育支援室長   | 金子 勝一  |
| 事務局 | 市総合教育センター教育支援室副主幹 | 鰐部 裕実  |
| 事務局 | 市総合教育センター教育支援室副主査 | 白石 亜希子 |
| 事務局 | 市総合教育センター教育支援室副主査 | 宮崎 文香  |
| 事務局 | 市総合教育センター教育支援室副主査 | 横内 正隆  |
| 事務局 | 市総合教育センター教育支援室副主査 | 星野 沙織  |
| 事務局 | 市総合教育センター教育支援室副主査 | 武田 芳樹  |

# ＜船橋市の特別支援教育の概要＞

令和7年度

| 船橋市特別支援連携協議会  |   |  | 船橋市総合教育センター（教育支援室）   |  |  |  |
|---|---|--|--|--|--|--|
| <p>学識経験者、医師、保護者代表、関係部局代表、小・中・高・特別支援学校の代表を委員とし、船橋市における特別支援教育の基本的な方向性について検討している。<br/>検討内容については、連携協議会の委員を通して関係機関や研修会等で伝え周知徹底を図っている。年間2回開催。</p> |   |  | <p>就学相談・教育相談・教育支援委員会</p>   |  | <p>学校支援ボランティア</p>  | <p>コーディネーター研修</p>  |
| <p>作業部会</p>   | <p>巡回相談</p>   | <p>専門家チーム会議</p>  | <p>○就学前の幼児への相談を行っている。特に就学先については、保護者の意見を十分聞きながら、就学指導委員会の答申等も参考にアドバイスをしている。<br/>○在籍している障害のある児童生徒や学校、保護者に対して、市総合教育センター教育支援室の職員が、教育相談や様々な支援を行っている。<br/>○就学相談や教育相談で、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室等への就学希望がある場合は、就学指導委員会の答申を参考に、児童生徒にとって適切な就学先を決めている。必要に応じて心理士による検査も行っている。</p> |  | <p>発達障害等、障害のある児童生徒の学習支援のため、指定した学校に学生等ボランティアを派遣して、学校の学習環境の維持改善を図る。学生等の都合に合わせて、週に1回派遣。</p> | <p>全小・中・特別支援学校で指名されている特別支援教育コーディネーターを対象に、コーディネーターとしての資質向上を図るため、研修として開催。新任向けに1回、年間4回開催。</p> |
| <p>作業部会<br/>・幼・保・小における支援と連携<br/>・中・高、卒業後における支援と連携<br/>・年間2回開催</p>   | <p>相談員が学校に行き、児童生徒への支援についての相談、保護者の面談、校内研修の講師、関係機関との連絡調整等を行う。<br/>年間144回派遣。</p> | <p>LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒の事例について望ましい教育的対応や指導についての専門的意見の提示や助言を行う。<br/>年間3回開催予定。</p> |  |  |  |  |

| 千葉県教育委員会  | 小学校・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒   |   | 特別支援学校  |
|---|---|---|---|
| <p>特別支援アドバイザー</p>   | <p>校内委員会</p>  | <p>特別支援教育コーディネーター</p>   | <p>センター校としての役割<br/>○学校公開<br/>6月と9月に学校見学会を開催。<br/>○相談支援<br/>小中学校等からの要請に応じ、現場へ出向き相談や支援を行っている。</p> |
| <p>幼稚園、小・中学校、高等学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒への適切な指導・支援のためのアドバイスを行う。市町村教育委員会と教育事務所との協議により派遣調整。</p> | <p>各学校で校内委員会を設置している。内容は、障害理解や支援体制のための研修の推進、対象児童生徒の実態把握、適切な支援のあり方についての検討、個別の指導計画の作成等。<br/>(支援員の配置)</p> | <p>各小・中・特別支援学校で指名している。専任ではなく、担任等の兼務である。主な活動内容は、校内委員会の企画運営、情報収集や情報管理、校内研修の立案、相談窓口、関係機関との連絡調整等。</p> |   |
|   | <p>特別支援学級</p>   | <p>通級指導教室</p>   | <p>サテライト教室・巡回指導</p>   |
|   | <p>小 42校(知的、自・情緒、難聴)<br/>中 19校(知的、自・情緒)</p>   | <p>小 11校 (言語5校、巡回6校)<br/>(発達6校、巡回8校)<br/>中 4校 (発達3校、巡回3校)<br/>(難聴1校、巡回1校)</p>                     | <p>サテライト教室<br/>小 1校 (視覚障害)<br/>通級指導教室・巡回指導<br/>(肢体不自由)</p>                                      |
|   | <p>支援員の配置</p>   | <p>通級指導教室指導員の配置</p>   |   |

資料4

## 船橋市の特別支援教育の取り組みの経過

船橋市では千葉県で一番早く平成15年度と平成16年度、国の委託事業である「特別支援教育推進体制モデル事業」の指定を受け取り組みを始めた。

その後、市として継続して特別支援教育の充実に向けて取り組んでいる。

| 年度   | 概要   | コーディネーター研修 | 巡回相談 | 専門家チーム会議 | 整備状況                            |
|------|--|------------|------|----------|---------------------------------|
| 平成15 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県指定2年間</li> <li>・ 小学校にコーディネーター指名及び校内委員会の設置</li> <li>・ 協議会3回</li> </ul>                        | 3回         | 17回  | 5回       | 船橋小<br>(発達通級)                   |
| 16   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中、特別支援学校にコーディネーター指名及び校内委員会の設置</li> <li>・ 支援体制の構築</li> <li>・ 協議会3回</li> <li>・ 準備会3回</li> </ul> | 8回         | 35回  | 8回       | 芝山東小<br>(知的)                    |
| 17   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「LD・ADHD・高機能自閉症等推進地域」指定</li> <li>・ 特別支援連携協議会の設置</li> <li>・ 協議会3回</li> </ul>                   | 7回         | 50回  | 8回       | 夏見台小<br>(知的)<br>三咲小<br>(発達通級)   |
| 18   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学校の児童生徒数の増加及び発達障害児の増加に伴う対応</li> <li>・ 協議会2回</li> </ul>                                    | 7回         | 49回  | 8回       | 行田西小<br>(発達通級)<br>船橋中<br>(発達通級) |
| 19   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育の本格的スタート</li> <li>・ 校内委員会の機能の充実</li> <li>・ 協議会2回</li> <li>・ 作業部会11回</li> </ul>          | 7回         | 14回  | 8回       | 行田西小<br>(知的)<br>高三小<br>(自閉症・情緒) |
| 20   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学前から小学校への引継ぎ票の確立</li> <li>・ 「個別の指導計画」の手引きの作成</li> </ul>                                      | 7回         | 25回  | 8回       |                                 |

|    |  |    |      |    |   |
|----|--|----|------|----|---|
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会 2 回</li> <li>作業部会 1 2 回</li> </ul>   |    |      |    |   |
| 21 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・「移行支援計画」の作成</li> <li>・協議会 2 回</li> <li>作業部会 9 回</li> </ul>   | 7回 | 8回   | 8回 | 薬円台小<br>(発達通級)<br>特別支援学校分校(高根台校舎)<br>開校   |
| 22 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・協議会 2 回</li> <li>作業部会 9 回</li> </ul>   | 7回 | 25回  | 8回 | 八木が谷北小(知的)<br>宮本中<br>(自閉症・情緒)   |
| 23 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・「移行支援計画」の作成</li> <li>・協議会 2 回</li> <li>作業部会 9 回</li> </ul>   | 3回 | 20回  | 6回 | 若松小(知的)<br>二宮小(知的)<br>飯山満中(知的)  |
| 24 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・「引継ぎのための連絡票」</li> <li>「新個別の指導計画作成の手引き」</li> <li>「移行支援計画」の作成</li> <li>・協議会 2 回</li> <li>作業部会 9 回</li> </ul> | 4回 | 25回  | 6回 | 西海神小(知的)<br>大穴小(知的)<br>高根台中<br>(自閉症・情緒)<br>習志野台中<br>(発達通級)                          |
| 25 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・引継ぎのための連絡票の活用</li> <li>校内支援体制の充実</li> <li>相談支援の充実</li> <li>・協議会 2 回</li> <li>作業部会 6 回</li> </ul>           | 5回 | 100回 | 6回 | 大穴中(知的)<br>行田中(知的)<br>薬円台小<br>(自閉症・情緒)<br>芝山東小<br>(発達通級)<br>前原小<br>大穴北小<br>(発達通級兼務) |
| 26 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・協議会 2 回</li> <li>作業部会 6 回</li> </ul>   | 5回 | 98回  | 6回 | 湊町小(知的)<br>若松中(知的)<br>高三小(難聴)<br>前原小<br>法典東小<br>(発達通級兼務)<br>習一小                     |

|    |  |    |      |    |   |
|----|--|----|------|----|---|
|    |  |    |      |    | (言語通級兼務)  |
| 27 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解<br/>推進への方策</li> <li>・協議会 2 回<br/>作業部会 6 回</li> </ul>                                       | 5回 | 100回 | 6回 | 豊富中(知的)<br>習志野台中<br>(知的)<br>前原小<br>法典東小<br>葛飾中<br>(発達通級兼務)<br>習一小・七林小<br>峰台小<br>(言語通級兼務)                                      |
| 28 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解<br/>推進への方策</li> <li>・協議会 2 回<br/>作業部会 6 回</li> </ul>                                       | 5回 | 106回 | 3回 | 行田西小<br>(自閉症・情緒)<br>二宮中<br>(自閉症・情緒)<br>習一小<br>(言語通級)<br>前原小<br>法典東小<br>坪井中<br>(発達通級兼務)<br>峰台小<br>薬円台小<br>(言語通級兼務)             |
| 29 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解<br/>推進への方策</li> <li>・協議会 2 回<br/>作業部会 6 回</li> </ul>                                       | 5回 | 120回 | 4回 | 南本町小<br>(知的)<br>三咲小<br>(自閉症・情緒)<br>八木が谷中<br>(自閉症・情緒)<br>法田中<br>(自閉症・情緒)<br>法典東小<br>坪井中<br>(発達通級兼務)<br>峰台小<br>薬円台小<br>(言語通級兼務) |
| 30 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解<br/>推進への方策</li> <li>・協議会 2 回<br/>作業部会 6 回<br/>支援事例集の作成<br/>相談ガイドブック改定<br/>HPへ掲載</li> </ul> | 5回 | 151回 | 3回 | 法典東小<br>(自閉症・情緒)<br>前原小<br>(自閉症・情緒)<br>法典東小<br>若松小・坪井中<br>(発達通級兼務)  |

|     |   |    |      |    |  |
|-----|---|----|------|----|--|
|     |   |    |      |    | 峰台小<br>薬円台小<br>(言語通級兼務)  |
| 令和元 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・関係機関との連携</li> <li>・協議会 2 回</li> <li>作業部会 6 回</li> </ul> | 5回 | 149回 | 3回 | 習志野台第二小<br>(自閉症・情緒)<br>葛飾中<br>(発達通級)<br>法典東小<br>若松小・坪井中<br>(発達通級兼務)<br>峰台小・小栗原小<br>三山東小<br>(言語通級兼務)                        |
| 2   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・関係機関との連携</li> <li>・協議会 2 回</li> <li>作業部会 6 回</li> </ul> | 5回 | 142回 | 2回 | 夏見台小<br>飯山満小<br>習志野台中<br>(自閉症・情緒)<br>古和釜小<br>若松小・三田中<br>(発達通級兼務)<br>峰台小・小栗原小<br>三山東小・坪井小<br>(言語通級兼務)                       |
| 3   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・関係機関との連携</li> <li>・協議会 2 回</li> <li>作業部会 6 回</li> </ul> | 4回 | 137回 | 3回 | 葛飾小<br>習志野台第一小<br>(自閉症・情緒)<br>塚田南小<br>(発達通級)<br>古和釜小<br>若松小・三田中<br>(発達通級兼務)<br>宮本小・小栗原小<br>三山東小・坪井小<br>豊富小<br>(言語通級兼務)     |
| 4   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・関係機関との連携</li> <li>・協議会 2 回</li> <li>作業部会 2 回</li> </ul> | 4回 | 144回 | 3回 | 海神南小<br>飯山満南小<br>三田中<br>(知的)<br>行田東小<br>市場小<br>(自閉症・情緒)<br>古和釜小・若松小<br>法典西小・坪井小<br>三田中<br>(発達通級兼務)<br>宮本小・小栗原小<br>三山東小・塚田小 |

|   |   |     |      |    |  |
|---|---|-----|------|----|--|
|   |   |     |      |    | 豊富小<br>(言語通級兼務)  |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・関係機関との連携</li> <li>・協議会 2 回<br/>作業部会 2 回</li> <li>・保護者向け「相談窓口ガイドブック」の配付</li> <li>・引継のための連絡票見直し</li> </ul>                                | 4回  | 144回 | 3回 | 芝山西小<br>二和小<br>古和釜小<br>葛飾中・湊中<br>(自閉症・情緒)<br>若松小・法典西小<br>古和釜小・坪井小<br>三山小・三田中・<br>若松中・御滝中<br>(発達通級兼務)<br>宮本小・小栗原小<br>三山東小・大穴小<br>塚田小<br>(言語通級兼務)                                      |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・関係機関との連携</li> <li>・協議会 2 回<br/>作業部会 2 回</li> <li>・個別の教育支援計画について</li> </ul>  | 4 回 | 144回 | 3回 | 小栗原小<br>丸山小<br>(知的)<br>法典西小<br>薬田台南小<br>御滝中・七林中<br>(自閉症・情緒)<br>若松小・海神南小<br>古和釜小・坪井小<br>三山小・八栄小<br>三田中・若松中<br>御滝中<br>(発達通級兼務)<br>宮本小・小栗原小<br>三山東小・大穴小<br>塚田小<br>(言語通級兼務)              |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・関係機関との連携</li> <li>・協議会 2 回<br/>作業部会 2 回</li> <li>・個別の指導計画の見直し</li> <li>・「個別の教育支援計画の手引き」作成</li> <li>・保護者向け「個別の教育支援計画」リーフレット作成</li> </ul> | 4 回 | 144回 | 3回 | 二和小・葛飾中<br>芝山中<br>(知的)<br>豊富小・小室小<br>塚田小・行田中<br>(自閉症・情緒)<br>若松小・宮本小<br>海神南小・三山小<br>古和釜小・坪井小<br>八栄小・高根東小<br>三田中・若松中<br>御滝中<br>(発達通級兼務)<br>宮本小・小室小<br>小栗原小・大穴小<br>三山東小・塚田小<br>(言語通級兼務) |

## 船橋市の特別支援教育の状況

## 1 船橋市の小中学校の状況 《令和7年5月1日現在》

| 種別  | 学校数 | 支援学級<br>設置校数 | 設置率   | 特学  | (知的) | (自・情) | (難聴) | 市支学校 | 県支学校 | 言・難聴<br>通級 | 発達通級 | サテ<br>(視覚) | サテ<br>(聴覚) | 通級<br>(肢体) | 支援※   |
|-----|-----|--------------|-------|-----|------|-------|------|------|------|------------|------|------------|------------|------------|-------|
| 小学生 | 55  | 41           | 74.5% | 717 | 352  | 355   | 10   | 180  | 56   | 115        | 174  | 1          |            | 4          | 1,247 |
| 中学生 | 26  | 19           | 73.1% | 337 | 178  | 159   |      | 119  | 36   | 6          | 68   | 3          |            | 3          | 572   |
|     | (校) | (校)          | (%)   | (人) | (人)  | (人)   | (人)  | (人)  | (人)  | (人)        | (人)  | (人)        | (人)        | (人)        | (人)   |

支援※：特支学級、市支学校、県支学校、言・難聴通級、発達通級の数値を合計したもの

県支援学校： 県立船橋特別支援学校・県立夏見特別支援学校・県立千葉壘学校・県立桜ヶ丘特別支援学校・県立仁戸名特別支援学校・  
県立袖ヶ浦特別支援学校・県立君津特別支援学校・県立八千代特別支援学校・県立松戸特別支援学校

## 2 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校の設置について

- 昭和30年 船橋小学校に知的障害特別支援（特殊）学級を開設  
 昭和36年 船橋中学校に知的障害特別支援（特殊）学級を開設  
 昭和42年 船橋小学校に言語障害の特殊学級を開設（平成5年に通級指導教室）  
 昭和54年 船橋市立船橋養護学校を設立  
 平成15年 船橋小学校に情緒障害通級指導教室を開設  
 平成18年 船橋中学校に発達障害通級指導教室を開設  
 平成19年 特殊学級を特別支援学級へ、養護学校を特別支援学校へと名称を変更  
 平成21年 情緒障害特別支援学級を自閉症・情緒障害特別支援学級と名称を変更  
 市立船橋特別支援学校の分校を旧高根台第一小学校に開設  
 薬円台小学校に発達障害通級指導教室を開設  
 平成22年 八木が谷北小学校に知的障害特別支援学級を開設  
 平成23年 宮本中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設（市内中学校初）  
 平成24年 若松小学校、二宮小学校、飯山満中学校に知的障害特別支援学級を開設  
 大穴小学校、西海神小学校に知的障害特別支援学級、高根台中学校に  
 自閉症・情緒障害特別支援学級、習志野台中学校に発達障害通級指導  
 教室を開設  
 平成25年 大穴中学校、行田中学校に知的障害特別支援学級、薬円台小学校に自  
 閉症・情緒障害特別支援学級、芝山東小学校に発達障害通級指導教室  
 を開設  
 平成26年 湊町小学校、若松中学校に知的障害特別支援学級、高根台第三小学校  
 に難聴特別支援学級開設  
 平成27年 豊富中学校、習志野台中学校に知的障害特別支援学級を開設  
 平成28年 行田西小学校、二宮中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級、習志野  
 台第一小学校に言語障害通級指導教室を開設  
 平成29年 南本町小学校に知的障害特別支援学級、三咲小学校、八木が谷中学校、  
 法田中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設  
 平成30年 前原小学校、法典東小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設  
 令和 元年 習志野台第二小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級、葛飾中学校に発達  
 障害通級指導教室を開設  
 令和 2年 夏見台小学校、飯山満小学校、習志野台中学校に自閉症・情緒障害特別支  
 援学級を開設  
 令和 3年 葛飾小学校、習志野台第一小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設  
 塚田南小学校に発達障害通級指導教室を開設  
 令和 4年 海神南小学校、飯山満南小学校、三田中学校に知的障害特別支援学級、  
 行田東小学校、市場小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設  
 令和 5年 二和小学校、芝山西小学校、古和釜小学校、葛飾中学校、湊中学校に  
 自閉症・情緒障害特別支援学級を開設  
 令和 6年 小栗原小学校、丸山小学校に知的障害特別支援学級を、法典西小学校、薬円台南  
 小学校、御滝中学校、七林中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設  
 令和 7年 二和小学校、葛飾中学校、芝山中学校に知的障害特別支援学級を、塚田小学校、  
 豊富小学校、小室小学校、行田中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設

## 3 特別支援学級等設置状況《令和7年5月1日現在》

①特別支援学級 ※ ( ) は学級数

|           |  |     |
|-----------|--|-----|
| 知的障害 (53) | 船橋小、湊町小、南本町小、若松小、峰台小、海神小、西海神小、海神南小、葛飾小、小栗原小、夏見台小、金杉小、三咲小、八木が谷北小、法典小、丸山小、行田西小、中野木小、二宮小、飯山満南小、芝山東小、薬円台小、三山小、高根台第二小、高根台第三小、習志野台第二小、大穴小、小室小二和小 | 29校 |
|           | (30) 船橋中、若松中、湊中、宮本中、旭中、御滝中、八木が谷中、二宮中、飯山満中、三田中、高根台中、大穴中、行田中、習志野台中、豊富中、葛飾中、芝山中   | 17校 |
| 自閉症・情緒障害  | (56) 湊町小、市場小、三咲小、行田東小、行田西小、二宮小、薬円台小、薬円台南小、高根台第三小、前原小、法典東小、法典西小、習志野台第二小、夏見台小、飯山満小、葛飾小、習志野台第一小、二和小、芝山西小、古和釜小、豊富小、小室小、塚田小                     | 23校 |
|           | (24) 宮本中、法田中、御滝中、二宮中、七林中、八木が谷中、高根台中、習志野台中、葛飾中、湊中、行田中   | 11校 |
| 難聴        | (2) 船橋小、高根台第三小   | 2校  |

②通級指導教室

|       |  |    |
|-------|--|----|
| 言語障害  | 船橋小、行田東小、二宮小、高根台第三小、習志野台第一小<br>巡回：宮本小、小栗原小、三山東小、大穴小、塚田小、小室小          | 5校 |
| 発達障害  | 船橋小、三咲小、行田西小、芝山東小、薬円台小、塚田南小<br>巡回：古和釜小、若松小、八栄小、海神南小、坪井小、三山小、宮本小、高根東小 | 6校 |
|       | 船橋中、習志野台中、葛飾中<br>巡回：若松中、三田中、御滝中                                      | 3校 |
| 難聴    | 高根台中<br>巡回：船橋中   | 1校 |
| 肢体不自由 | 県立船橋特別支援学校 県立夏見特別支援学校  | 2校 |

○サテライト教室

|    |                             |    |
|----|-----------------------------|----|
| 弱視 | 高根東小 (週1回 県立船橋特別支援学校から教員派遣) | 1校 |
|----|-----------------------------|----|

○巡回指導

|       |  |
|-------|--|
| 肢体不自由 | 県立船橋特別支援学校 → 該当児童の小学校へ<br>(週1回 県立船橋特別支援学校から教員派遣)     |
| 肢体不自由 | 県立船橋夏見特別支援学校 → 該当生徒の中学校へ<br>(週1回 県立船橋夏見特別支援学校から教員派遣) |

個別の教育支援計画

資料7・表紙

|            |  |
|------------|--|
| フリガナ<br>氏名 |  |
|------------|--|

| 作成日   | 学校名 | 学年 | 作成者(担任名) | 校長名 | 保護者名 |
|-------|-----|----|----------|-----|------|
| 年 月 日 | 小学校 | 1年 | 印        | 印   | 印    |
| 年 月 日 | 小学校 | 2年 | 印        | 印   | 印    |
| 年 月 日 | 小学校 | 3年 | 印        | 印   | 印    |
| 年 月 日 | 小学校 | 4年 | 印        | 印   | 印    |
| 年 月 日 | 小学校 | 5年 | 印        | 印   | 印    |
| 年 月 日 | 小学校 | 6年 | 印        | 印   | 印    |
| 年 月 日 | 中学校 | 1年 | 印        | 印   | 印    |
| 年 月 日 | 中学校 | 2年 | 印        | 印   | 印    |
| 年 月 日 | 中学校 | 3年 | 印        | 印   | 印    |

○この計画に記載されている情報を支援関係者(放課後等デイサービス等も含む)と共有することに同意します。

○転居等で転校した場合は、転校先の学校へ提出することを了承します。

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

①プロフィール<保護者記入欄>

|                    |   |      |           |
|--------------------|---|------|-----------|
| フリガナ<br>氏名         |   | 記載日  | 令和 年 月 日  |
| フリガナ<br>保護者氏名      |   | 生年月日 | 〔 〕 年 月 日 |
| 諸検査の<br>記録         | 〔 〕 年 月 日<br>〔 〕 〕 ・ その他( ) ※次回以降の記録は②へ<br>検査結果:  |      |           |
| 手帳の有無<br>等級        | 〔 〕 判定日 R 年 月 日 次の更新日 R 年 月 日<br><input type="checkbox"/> 療育手帳 〔 〕<br><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 ( )級 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 ( )級   |      |           |
| 関係機関<br>との<br>連携状況 | 【医療関係機関】<br>医療機関名:<br>病名、診断名( )   |      |           |
|                    | 【教育等関係機関】<br><input type="checkbox"/> こども発達相談センター <input type="checkbox"/> 船橋市総合教育センター <input type="checkbox"/> 市川児童相談所<br><input type="checkbox"/> サポートルーム <input type="checkbox"/> 通級指導教室 〔 〕<br><input type="checkbox"/> ふなここ <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室 <input type="checkbox"/> その他( ) |      |           |
|                    | 【放課後の過ごし方】<br><input type="checkbox"/> 習い事・部活等( ) <input type="checkbox"/> 放課後ルーム<br><input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス( )   |      |           |
|                    | 【保健・福祉関係機関 等】<br><input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援 <input type="checkbox"/> 計画相談 <input type="checkbox"/> 移動支援 <input type="checkbox"/> 日中一時支援<br><input type="checkbox"/> 児童発達支援( ) <input type="checkbox"/> ライフサポートファイル<br><input type="checkbox"/> その他・福祉サービス( )                               |      |           |
| 配慮事項               | <input type="checkbox"/> 医療的ケア( )<br><input type="checkbox"/> 車いす等、身体面での配慮<br><input type="checkbox"/> その他( )   |      |           |

将来の生活・現在の生活についての希望(本人や保護者)

②校外の機関と連携した支援<保護者記入欄> ※この用紙は、その都度追記して使用します。

【医療関係機関】

【教育等関係機関】

【放課後の過ごし方】

【保健・福祉関係機関 等】

本人の支援

【手帳・諸検査等更新】

【           】

①プロフィール<保護者記入欄>

|                    |   |      |             |
|--------------------|---|------|-------------|
| フリガナ<br>氏名         |   | 記載日  | 令和 年 月 日    |
| フリガナ<br>保護者氏名      |   | 生年月日 | 平成・令和 年 月 日 |
| 諸検査の<br>記録         | H・R 年 月 日<br>WISC-IV・WISC-V・田中ビネー・新版K式・その他( )<br>検査結果:  |      |             |
| 手帳の有無<br>等級        | 有・無 判定日 R 年 月 日 次の更新日 R 年 月 日<br><input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> Aの1・Aの2・Bの1・Bの2<br><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 ( )級 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 ( )級  |      |             |
| 関係機関<br>との<br>連携状況 | 【医療関係機関】<br>医療機関名:<br>病名、診断名( )   |      |             |
|                    | 【教育等関係機関】<br><input type="checkbox"/> こども発達相談センター <input type="checkbox"/> 船橋市総合教育センター <input type="checkbox"/> 市川児童相談所<br><input type="checkbox"/> サポートルーム <input type="checkbox"/> 通級指導教室(言語・発達・難聴・視覚・肢体)<br><input type="checkbox"/> ふなここ <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室 <input type="checkbox"/> その他( ) |      |             |
|                    | 【放課後の過ごし方】<br><input type="checkbox"/> 習い事・部活等( ) <input type="checkbox"/> 放課後ルーム<br><input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス( )   |      |             |
|                    | 【保健・福祉関係機関等】<br><input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援 <input type="checkbox"/> 計画相談 <input type="checkbox"/> 移動支援 <input type="checkbox"/> 日中一時支援<br><input type="checkbox"/> 児童発達支援( ) <input type="checkbox"/> ライフサポートファイル<br><input type="checkbox"/> その他・福祉サービス( )  |      |             |
| 配慮事項               | <input type="checkbox"/> 医療的ケア( )<br><input type="checkbox"/> 車いす等、身体面での配慮<br><input type="checkbox"/> その他( )   |      |             |

将来の生活・現在の生活についての希望(本人や保護者)

※この様式は船橋市のホームページからダウンロードできます。



②校外の機関と連携した支援<保護者記入欄> ※この用紙は、その都度追記して使用します。

|             |                       |               |
|-------------|-----------------------|---------------|
| 【医療関係機関】    | 【教育等関係機関】             |               |
| 【放課後の過ごし方】  | 本人の支援                 | 【保健・福祉関係機関 等】 |
| 【手帳・諸検査等更新】 | 【                   】 |               |

※この様式は船橋市のホームページからダウンロードできます。

① プロフィール<保護者記入欄>

☆記入例☆

|                    |   |      |                 |
|--------------------|---|------|-----------------|
| フリガナ<br>氏名         | フナバシ タロウ<br>船橋 太郎   | 記載日  | 令和 7年 〇月 〇日     |
| フリガナ<br>保護者氏名      | フナバシ イチロウ<br>船橋 一郎  | 生年月日 | 平成・令和 25年 〇月 〇日 |
| 諸検査の<br>記録         | H・ <b>(R)</b> 6年 6月 〇日<br><b>(WISC-IV)</b> ・ WISC-V・田中ビネー・新版K式・その他( )<br>検査結果:全検査 IQ85、言語理解 79、知覚推理98、ワーキングメモリー77、処理速度90  |      |                 |
| 手帳の有無<br>等級        | <b>(有)</b> ・無 判定日 <u>R 5年 8月 〇日</u> 次の更新日 <u>R 7年 8月 〇日</u><br><input type="checkbox"/> 療育手帳 <b>(A)</b> ・Aの1・Aの2・Bの1・Bの2<br><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 ( )級 <input checked="" type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 ( 3 )級  |      |                 |
| 関係機関<br>との<br>連携状況 | 【医療関係機関】<br>医療機関名:〇〇病院 児童精神科<br>病名、診断名( ADHD 服薬あり )   |      |                 |
|                    | 【教育等関係機関】<br><input checked="" type="checkbox"/> こども発達相談センター <input checked="" type="checkbox"/> 船橋市総合教育センター <input type="checkbox"/> 市川児童相談所<br><input type="checkbox"/> サポートルーム <input checked="" type="checkbox"/> 通級指導教室(言語・ <b>(発達)</b> ・難聴・視覚・肢体)<br><input type="checkbox"/> ふなここ <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室 <input type="checkbox"/> その他( ) |      |                 |
|                    | 【放課後の過ごし方】<br><input checked="" type="checkbox"/> 習い事・部活等( 〇〇サッカークラブ ) <input type="checkbox"/> 放課後ルーム<br><input checked="" type="checkbox"/> 放課後等デイサービス( 〇〇デイサービス )  |      |                 |
|                    | 【保健・福祉関係機関等】<br><input checked="" type="checkbox"/> 保育所等訪問支援 <input type="checkbox"/> 計画相談 <input checked="" type="checkbox"/> 移動支援 <input type="checkbox"/> 日中一時支援<br><input type="checkbox"/> 児童発達支援( ) <input type="checkbox"/> ライフサポートファイル<br><input type="checkbox"/> その他・福祉サービス( )  |      |                 |
| 配慮事項               | <input type="checkbox"/> 医療的ケア( )<br><input type="checkbox"/> 車いす等、身体面での配慮<br><input checked="" type="checkbox"/> その他( 卵アレルギーのため、代替食持参。 )   |      |                 |

|   |
|---|
| 将来の生活・現在の生活についての希望(本人や保護者)                          |
| ・落ち着いて集団参加し、学習に取り組んでほしい。(保護者)<br>・学習や部活動に頑張って参加したい。 |

※この様式は船橋市のホームページからダウンロードできます。



②校外の機関と連携した支援<保護者記入欄> ☆記入例☆

※この用紙は、その都度追記して使用します。

【医療関係機関】

H26～△△小児科 □□先生  
卵アレルギー 年1回受診

H31～〇〇病院 児童精神科  
□□先生 ADHD 服薬 月1回受診

【教育等関係機関】

H28～H31 こども発達相談センター  
R6.6～総合教育センター 担当□□  
R6.9～〇〇小学校発達障害通級指導教室  
担当□□先生 SST 週1

【放課後の過ごし方】

R5.4～ 〇〇サッカークラブ 週2  
R6.12～〇〇デイサービス SST 週3

本人の支援

【保健・福祉関係機関 等】

R5.4～ファミリーサポート 移動支援  
R7.4～〇〇デイサービス保育所等訪問支援

【手帳・諸検査等更新】

R2.4 新版 K 式発達検査 全領域88  
姿勢・運動上限、認知・適応79、言語・社会77

R5.8 精神障害者手帳3級取得

R6.6 WISC-IV 全検査 IQ85  
言語理解 79、知覚推理98  
ワーキングメモリー77、処理速度90

【 】

※この様式は船橋市のホームページからダウンロードできます。



## ③支援について&lt;小学校担任記入欄&gt;

| 支援内容と方法(合理的配慮を含む) |              |              |
|-------------------|--------------|--------------|
| 学年                | 本人、保護者からの申し出 | 支援内容・合意形成の内容 |
| 1年                |              |              |
| 2年                |              |              |
| 3年                |              |              |
| 4年                |              |              |
| 5年                |              |              |
| 6年                |              |              |

資料 7 ・ 小学校担任記入例

③ 支援について<小学校担任記入欄> ☆記入例☆

| 支援内容と方法(合理的配慮を含む) |  |   |
|-------------------|--|---|
| 学年                | 本人、保護者からの申し出   | 支援内容・合意形成の内容  |
| 1年                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団生活に慣れてほしい。</li> <li>・持ち物の確認をしてほしい。</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成した学年からで良い。</li> <li>・必要に応じて、年度の途中でも加除修正する。</li> <li>・保護者からの申し出がなくても、学校で考えられる支援があれば記入する。</li> </ul>            |
| 2年                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周りの様子が気になるので、前列にしてほしい。</li> <li>・連絡帳を書くことが難しいので、持ち物がわからない。連絡をしてほしい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・座席はできるだけ前から3列目までにする。</li> <li>・予定や持ち物など、あらかじめわかっていることは週予定で知らせる。</li> <li>・ipad のアプリ(ロイロノート)等で連絡を伝える。</li> </ul> |
| 3年                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・カッとなったときや気持ちが落ち着かない時は、個別に対応してほしい。</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・クールダウンの部屋を設け、落ち着いてから状況を確認するようにする。</li> </ul>  |
| 4年                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚過敏があるので配慮してほしい。</li> <li>・板書を写すことが苦手なため、配慮してほしい。</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会はピストルではなく、ホイッスルを使うようにする。</li> <li>・様子に応じて書く量を減らす。</li> <li>・タブレット端末で板書をカメラで写す。</li> </ul>                    |
| 5年                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・聞こえづらさがあるため(補聴器をつけているため)やりとりする際には本人にわかるように伝えるなどの支援をしてほしい。</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前列の席で授業を受けられるようにする。</li> <li>・持ち物等は基本的にプリント等で伝える。急ぎよ追加の持ち物がある場合には、口頭ではなく文字で書いて伝えるようにする。</li> </ul>              |
| 6年                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・下肢に麻痺があり、歩行が不安定なため、教室移動や体育の際に配慮してほしい。</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係各課に連絡し、階段の手すりを設置する。</li> <li>・体育の場面では、ランニングする距離や扱いやすい道具について等を本人と確認し、無理なく運動できるようにする。</li> </ul>                |

## ③支援について&lt;中学校担任記入欄&gt;

| 支援内容と方法(合理的配慮を含む) |              |              |
|-------------------|--------------|--------------|
| 学年                | 本人、保護者からの申し出 | 支援内容・合意形成の内容 |
| 1年                |              |              |
| 2年                |              |              |
| 3年                |              |              |

## 資料 7 ・ 中学校担任記入例

### ③ 支援について<中学校担任記入欄> ☆記入例☆

- ・作成した学年からが良い。
- ・必要に応じて、年度の途中でも加除修正する。
- ・保護者からの申し出がなくても、学校で考えられる支援があれば記入する。

| 支援内容と方法(合理的配慮を含む) |   |  |
|-------------------|---|--|
| 学年                | 本人、保護者からの申し出  | 支援内容・合意形成の内容   |
| 1年                | ・車いすを使用しているため、段差をなくしてほしい。   | ・関係各課と連携してスロープを設置する。   |
| 2年                | ・板書を写すことが苦手なため、パソコンのカメラ機能で撮影させてほしい。<br><br>・読むことや書くことに困難さがあるため、配慮してほしい。 | ・補助プリントやワークシートを用意する。<br>・板書をパソコンのカメラ機能で撮る。<br><br>・デージー教科書を利用するなど、音声教材を使用できるようにする。<br>・問題用紙にルビを振る。<br>・手書きではなく、タイピング入力による課題提出ができるようにする。<br>・テストの際は時間の延長や別室対応をする。 |
| 3年                | ・部活動のスケジュール管理が苦手なため、活動がわかるように配慮してほしい。                                   | ・見通しをもたせるために、カレンダーに予定を書き込むなどして 時間経過が視覚的に捉えやすい計画を提示する。<br>・グーグルのクラスルーム等でもスケジュールを伝える。  |

## 令和 7 年度の検討課題

## 1 令和 6 年度 連携協議会

## (1) 成果

## 作業部会

- 船橋市における関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実を目指して
- ・「個別の教育支援計画」について、作成者と受領者から意見集約し改善点を洗い出した。
  - ・活用しやすい「個別の教育支援計画」の新しい書式の作成を行った。
  - ・引き続き「船橋市における関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実を目指して」をテーマとし、保護者、療育、教育、福祉の連携を強化していくための検討を行った。

## (2) 課題

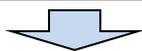
- ・「引継ぎのための連絡票」と「個別の教育支援計画」をリンクさせ、「個別の教育支援計画」の新書式を作成した。次は「個別の指導計画」の見直しが必要となる。
- ・事業者における合理的配慮の提供の義務化に伴い、船橋市における関係機関との連携強化による切れ目ない支援を、より充実をさせていくため、「個別の教育支援計画の作成の手引き」と「個別の教育支援計画についての保護者向けリーフレット」の作成が必要である。

## 2 令和 7 年度 連携協議会

## (1) 作業部会テーマと論点 (案)

## 作業部会

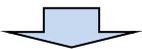
船橋市における関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実を目指して



## (2) 具体的な検討内容

## 作業部会

- 「個別の指導計画」の内容を見直し、より使いやすいものにする。
- ・活用についてのアンケートを各学校にとり、現在の活用状況、課題や改善点等を掌握する。
- 「個別の教育支援計画の作成の手引き」と「保護者向けリーフレット」の作成準備をする。
- ・作成にあたって負担が少なく、作成しやすい手引き書や保護者向けのリーフレットの作成を行っていく。



乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援ネットワークづくり

3文科初第608号  
令和3年6月30日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当部課長  
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

殿

文部科学省初等中等教育局長

瀧本 寛

(公印省略)

「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」について（通知）

今般、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（令和3年1月）及び中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和3年1月）」が取りまとめられ、障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の充実を資するよう、「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～（平成25年10年）」の内容を充実すべきとの提言がなされました。

これを受け、文部科学省では、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供や、就学後を含む一貫した教育支援の充実が図られるよう、また、障害のある子供の教育支援に携わる全ての関係者の指針となるよう、同資料の名称を「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」に変更するとともに、内容の改訂を行いました。その改訂の内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、本手引の活用により、子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実を図っていただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、域内の各市区町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県の知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、各国立大学法人学長におかれては設置する附属学校に対し、本通知の趣旨について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

## 記

### 第1 改訂の基本方針

#### 1 一貫した教育支援の充実

障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、それに応じた適切な教育及び必要な支援を行う特別支援教育の理念を実現していくため、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた全体を「一貫した教育支援」とするこれまでの基本的な考え方は継続して重視したこと。

その上で、今回の改訂では、特に、教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を柔軟に見直すことについて改めて理解を深め、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場における学びの連続性の実現を一層推進していくこととしたこと。

#### 2 教育的ニーズの重視

今回の改訂では、特に、小学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするため、「教育的ニーズ」に関する内容やその取扱いについての充実を図ったこと。

#### 3 就学先決定等のプロセスに基づく教育支援の質の向上

本人及び保護者、教育委員会及び学校等の共通理解の下、教育支援に関する情報の共有や整理・検討が行われ、市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的な判断や決定が行われるよう、就学先決定等のモデルプロセスを再構成するとともに、各プロセスにおける基本的な考え方を明確にしたこと。

#### 4 就学先となる学校や学びの場における教育機能等の具体化

障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化するとともに、就学先となる学校や学びの場、障害の状態等を踏まえた教育の内容やその取扱い等の検討に資する記載を充実したこと。

#### 5 情報の引継ぎ等を重視した対応

就労や進学等の教育支援の主体が替わる際、個別の教育支援計画の作成・活用により、情報の共有や引継ぎに取り組むことがより強く求められていることから、引き継がれるべき事項やその取扱いに関する記載を充実したこと。

### 第2 改訂の要点

#### 1 「教育的ニーズ」に係る基本的な考え方の整理（第1編関係）

障害のある子供の就学に係る基本的な考え方を示し、「教育的ニーズ」について、①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容、

の三つの観点に基づき整理することを示したこと。

## 2 就学先決定等のモデルプロセスの再構成（第2編関係）

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを、実際の就学に係る一連のプロセスに沿って、次の（1）～（3）に再整理し、それぞれ取組の基本的な考え方や留意点等を整理して示したこと。

### （1）就学に関する事前の相談支援（第2章関係）

法令に基づく就学手続が開始される前の時期に、本人及び保護者を対象とした就学に向けた準備を支援する活動について、留意事項を充実して示したこと。

### （2）就学先の具体的な検討と決定プロセス（第3章関係）

法令に具体的に定められている学齢簿作成以降のプロセスについて順を追って示すとともに、次のことについて充実して示したこと。

#### ① 市区町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討

市区町村教育委員会による障害のある子供の教育的ニーズの整理と必要な教育支援の内容の検討を一層充実するため、以下の項目を新たに示し、それぞれについて基本的な考え方を整理したこと。

- ・重複障害のある子供について
- ・特別支援学級と通級による指導等との関係について
- ・特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習について
- ・医療的ケアの必要な子供について
- ・障害のある外国人の子供について

#### ② 教育支援委員会等による専門家からの意見聴取

小中学校に就学する場合において、どの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級）がふさわしいかについても、教育支援委員会等を起点に、様々な関係者が多角的、客観的に検討していくことを示したこと。

更に、就学先の学校や学びの場の判断について、必要に応じて、都道府県教育委員会や特別支援学校は、市区町村教育委員会や小学校等に対する指導・助言を行うことを示したこと。

### （3）就学後の学びの場の柔軟な見直し（第4章関係）

子供の教育的ニーズの変化に応じた、就学後の学びの場の柔軟な見直しが、更に推進されるよう、内容の充実を図ったこと。

具体的には、子供の教育的ニーズの変化の的確な把握や、その変化に継続的かつ適切に対応するため、在籍校と教育委員会が連携した学びの場の変更など、学びの場の柔軟な見直しに当たったプロセスを充実して再整理したこと。

また、全ての関係者が学びの場の変更に関する理解が進むよう、学びの場の変更に関する事例（6事例）を新たに示したこと。

(4) 情報の引継ぎ (第3章の11 関係)

就学や進学等の際における情報の引継ぎの重要性や、教育のデジタル化を踏まえた環境整備が必要であることを踏まえ、個別の教育支援計画の作成・活用に関する記述を充実したこと。特に、別途、文部科学省から発出した「個別の教育支援計画の参考様式について(事務連絡)」なども活用しつつ、支援の内容等に関する情報を切れ目なく確実に引き継ぐことが重要であることを示したこと。

3 障害種毎に教育的対応の充実に資するよう解説の充実 (第3編関係)

教育的ニーズを整理する際に、障害種(※)毎に具体的に把握すべき内容の改善及び充実を図ったこと。

また、障害種毎に、それぞれの学びの場(通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校)の対象となる子供の障害の状態等についての解説を充実するとともに、教育課程の編成等について検討を行う際に理解しておかなければならない学習指導要領に関連した基本的な内容を充実して示したこと。

(※) I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 自閉症、VIII. 情緒障害、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

第3 別冊「小学校等における医療的ケア実施支援資料」

近年、小学校等に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な子供(以下「医療的ケア児」という。)が増加傾向にあることを踏まえ、小学校等や教育委員会等における医療的ケアに関する体制の整備等の参考となるよう、手引の「別冊」として「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を新たに作成したこと。その内容は以下のとおりであること。

1 医療的ケアの概要等と小学校等における受け入れ体制の構築 (第1編及び第2編関係)

医療的ケアを実施するための学校の実施体制の整備や市区町村教育委員会等による総合的な管理体制の構築等について示したこと。

2 医療的ケア児の状態等に応じた対応 (第3編関係)

医療的ケアの種類毎に具体的な内容を示すとともに、教職員が教育活動を行うに当たって留意することを示したこと。

本手引や関係資料については、以下のURLに掲載されております。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm)

【本件連絡先】

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 企画調査係  
TEL:03-5253-4111(内線3195) E-mail: tokubetu@mext.go.jp

# 個別の指導計画の作成に関するアンケート

昨年度、船橋市では個別の教育支援計画の様式を見直しました。今年度は個別の指導計画の様式の見直しを計画しております。先生方の忌憚のないご意見を聞かせてください。

\* 必須の質問です

## 1 所属する学校種を選んでください\*

当てはまるものをすべて選択してください。

- 小学校  
 中学校

## 2 「個別の指導計画」の目的・内容・作成の手順等について、どのように職員間で共通理解を図っていますか\*

1つだけマークしてください。

- 特別支援教育コーディネーターが職員会議や学年会等で説明している  
 校内に作成の手引書等があり、それを基に共通理解を図っている  
 特に共通理解を図っていない  
 その他: \_\_\_\_\_

## 3 「個別の指導計画」をどのように活用していますか。当てはまるものを全て選んでください。

当てはまるものをすべて選択してください。

- 授業や学校生活全般で活用  
 校内委員会で活用  
 進学先への引継ぎで活用  
 関係機関との情報共有で活用（放課後等デイサービス、病院、家庭児童相談室等）  
 その他: \_\_\_\_\_

4. 貴校の「個別の指導計画」の様式はどのようなものですか。\*

1つだけマークしてください。

- 船橋市から出ている参考様式を使用している 質問6にスキップします  
 学校独自の様式を作成し、使用している 質問5にスキップします

学校独自の様式を使用している場合

5. その理由をご記入ください。\*

---

---

---

---

---

質問6にスキップします

6. 個別の指導計画を作成するにあたって、難しさを感じたことはありますか。\*

1つだけマークしてください。

- ある 質問7にスキップします  
 ない 質問8にスキップします

質問7にスキップします

「ある」と答えた方

7. それはどんなことですか。当てはまるものを全て選んでください。\*

当てはまるものをすべて選択してください。

- 長期目標・短期目標の設定が難しい
- 具体的な手立てが思い浮かばない
- 保護者の考えと学校の考えのすり合わせが難しい
- 子どもの実態を保護者と共有するのが難しい
- 押印欄があるため、途中から手書きになってしまう
- 作り方や活用の仕方がわからない
- 負担感が大きい
- その他: .....

8. 個別の指導計画を作成するにあたり、何かご意見がありましたらご記入ください。

.....

.....

.....

.....

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。

Google フォーム

## 【個別の指導計画】

|                     |                     |                         |     |
|---------------------|---------------------|-------------------------|-----|
| 学年・組<br>児童生徒名       |                     | 記入者氏名                   |     |
| ○長期目標(令和7年度)年間の目標   |                     |                         |     |
| .                   |                     |                         |     |
| ○短期目標(令和7年度)        |                     |                         |     |
|                     | 目 標                 | 具体的な手だて・校内支援体制          | 評 価 |
| 前<br>期              | .                   |                         |     |
| 後<br>期              |                     |                         |     |
| ○校内支援体制             |                     |                         |     |
| ○今後の課題(年度末記入)       |                     |                         |     |
| 保護者確認 (捺印)          |                     |                         |     |
| 前期<br>令和 年 月 日<br>印 | 後期<br>令和 年 月 日<br>印 | 令和 年度末<br>令和 年 月 日<br>印 |     |

【個別の指導計画】☆記入例☆

|  |  |   |   |
|--|--|---|---|
| 学年・組<br>児童生徒名  | ○年○組<br>○○ ○○  | 記入者氏名   | △△ △△(担任名)  |
| ○長期目標(令和7年度)年間の目標  |  |   |   |
| <p>・身の回りのこと(準備、後片付け)を、時間を意識して一人で行う。</p> <p>・授業開始25分は、離席せずに授業に取り組む。</p>   |  |   |   |
| ○短期目標(令和7年度)   |  |   |   |
|  | 目標   | 具体的な手だて・校内支援体制  | 評価  |
| 前期   | <p>・朝の会が始まるまでに、荷物の整理を終え、提出物を出す。</p> <p>・離室せずに、教室で授業に取り組む。</p>        | <p>・スケジュールを用意し、やるべきことを自分で確認できるようにする。</p> <p>・荷物の置き場所や提出場所は固定化し、写真や名札で、どこに置くのか、どこに出すのかわかるように示す。</p> <p>・15分に1回は、体を動かす活動を取り入れる。</p> <p>・がんばりカードを用意して、離席や離室しなかったことを視覚的に評価する。</p> <p>・教室を出る場合のルールを決めておく。(カードを持って、時間を決めて、相談室へ)</p> | <p>・時々周りの様子に気を取られて時間がかかることがあるが、スケジュールを指さしすると、自分で取り組めるようになった。朝の会が始まるまでに、荷物整理を終えられるようになった。提出物については、後期も継続して支援する。</p> <p>・4月は、毎日離室していたが、9月は、離室は1日1回程度に減っている。がんばりカードを保護者と共有したことが、本人の励みとなった。離室する際は、約束した時間で戻ることができるようになった。</p> |
| 後期   | <p>長期目標を達成するためのステップとしての目標。「できた」「できない」で評価できる具体的な目に見える行動目標に。主語は子供。</p> | <p>目標と対応させて、できるだけ具体的な手立てを。(「考えさせる」など子供に委ねるのではなく、積極的な支援の工夫を。)子供の得意なことを活かし、苦手なことをカバーできるものを。一つの目標に手立てが複数記入されてもよい。主語は指導者。</p>   | <p>目標の達成状況や、手立ての有効性などを評価。複数の教師の意見も取り入れて。来期の目標、手立ての参考になるとよい。</p>   |
| ○校内支援体制  |  |   |   |
| <p>・教室を出てしまったときは、職員室・保健室に連絡する。本人とは、教室に戻る時間を約束し、それまでは相談室で教務もしくはSCが対応。</p> |  |   |   |
| ○今後の課題(年度末記入)  |  |   |   |
| <p>今年度の成果と課題、次年度の引継ぎ事項を記入する。</p>   |  |   |   |
| 保護者確認 (捺印)   |  |   |   |
| 前期   | 後期   | 令和 年度末  |   |
| 令和 年 月 日   | 令和 年 月 日   | 令和 年 月 日  |   |
| 印  | 印  | 印   |   |

## 「個別の教育支援計画 作成の手引き」主な内容（案）

### I 基本事項

- 個別の支援計画の意義と役割
- 個別の支援計画を作成・活用するにあたって
  - ・保護者への説明と合意形成
  - ・保護者の参画
  - ・個人情報の保護
- 「個別の支援計画」の様式例（図解）

### II 作成の仕方

- 「個別の支援計画」の記入例とポイント
- 「個別の指導計画」の記入例とポイント
- 作成と見直しの一般的なスケジュール  
(引き継ぎのための連絡票についても入れる)

### III 活用の仕方

- 保護者との合意形成
- 園、校内の支援体制・ケース会議での活用
- 関係機関との支援のための活用
- 就学支援での活用 ※引き継ぎのための連絡票
- 医療・福祉との連携

### IV 様式

### V 参考資料

- 個別の（教育）支援計画の作成にあたって
- 「個別の支援計画」（未就学）
- 「引き継ぎのための連絡票」作成の手引き

## 個別の教育支援計画とは

- 園や学校では様々な教職員が子どもたちと関わっており、お子さんの在籍する学校もクラス替え等により変化していきます。また、お子さんごとに関わる期間や必要なサービスも変化していきます。
- お子さんや保護者の意向を踏まえ、福祉、医療、労働等の関係機関と支援に必要な情報の共有を図り、作成・活用します。
- 小・中学校へ入学時に「引継ぎのための連絡票」を作成した児童・生徒と特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室に通う児童・生徒は必ず作成することになっております。



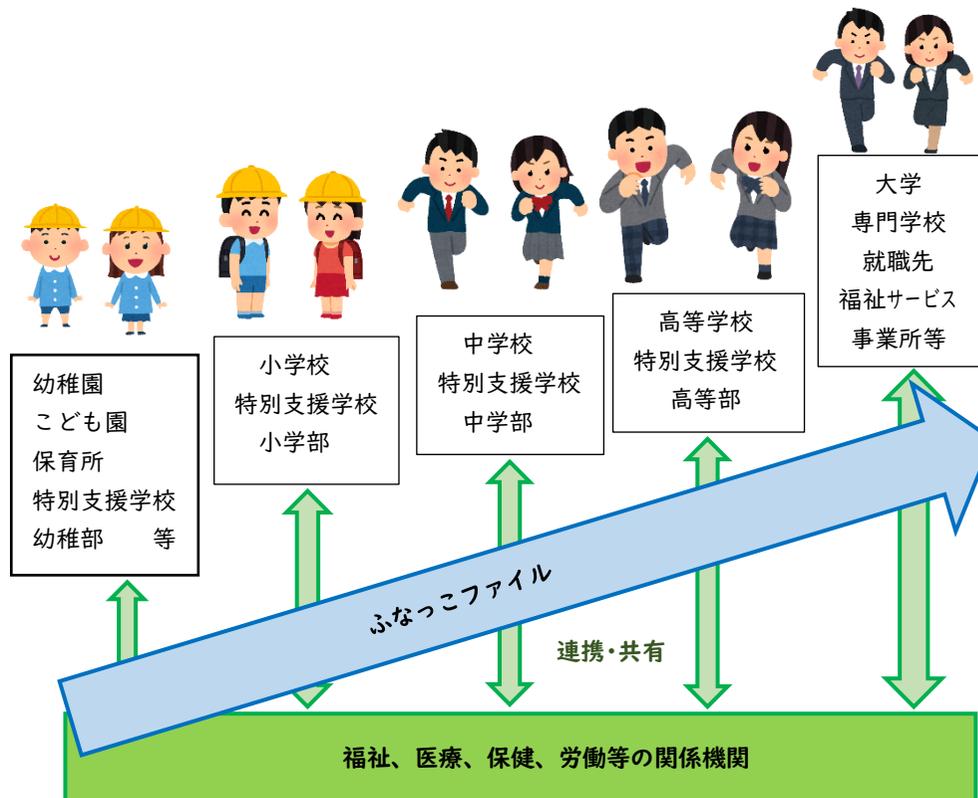
### 関係機関とは？

- ・ 幼稚園・保育園
- ・ こども発達相談センター
- ・ 保健センター
- ・ 児童発達支援
- ・ かかりつけの病院
- ・ 各相談機関
- ・ 放課後ルーム
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 塾や習いごと
- ・ 通級指導教室 等々・・・



お子さんが生活を送る中で関わりのある機関や場所のことです。

## 「ふなっこファイル」で切れ目なく支援をつなぎます



## 個別の指導計画とは

- 学校の学習において児童生徒一人一人の困り感や障害の状態等に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的にしました。
- 個別の教育支援計画を元に、重点課題や優先内容を選定し、長期、短期目標の設定と必要な支援と手立てを決定します。指導を実施し、保護者と担任で指導についての評価を行い、目標や指導についての見直しや検討を行っていきます。計画（Plan）を立てて実行（Do）し、評価（Check）を行い再実行（Action）するP-D-C-Aサイクルで進めていきます。



資料 12

## 「ふなっこファイル」作成の流れ



何か困ったこと、心配なことがあるときは、

**まずは 学級担任に相談してください**

集団生活や友達関係、学習等、お子さんのどんなことが気になるのか、困っていることはどんなことか、お話しください。



個別の支援の必要性が確認され、保護者の希望があれば、ふなっこファイルの作成を進めていきます。お子さんについてのプロフィールやこれまでの支援の情報などを所定の書類に記入し、園・学校に提出します。



|   |  |
|---|--|
| 時期<br>(めやす)                               | 本人・保護者・学校における取り組み  |
| <b>作成</b><br>入学後～<br>夏休み前<br>または<br>作成決定後 | <b>本人・保護者の同意を得て、一緒に作成</b><br>○前籍校からの引継ぎ内容や本人と保護者の希望の確認(目標、支援の方法、合理的配慮についてなど)して学校が支援内容を検討します。<br>○ふなっこファイル(案)を作成し、保護者と確認します。<br>*必要に応じて修正します。<br>○ふなっこファイルをもとに、「個別の指導計画」を作成します。 |
| <b>活用</b><br><b>評価</b><br>学期末             | <b>効果的な支援の蓄積</b><br>○お子さんの教育的ニーズの変化を把握し、必要に応じて加筆修正を行います。<br>○「個別の指導計画」に学期ごとで達成可能な目標をたて、指導していきます。   |
| <b>引継ぎ</b><br>年度末                         | <b>評価と引継ぎ</b><br>○今年度の様子を保護者と学校で確認し、次年度に向けての方向性について話し合います。   |



<お問い合わせ>

船橋市総合教育センター 教育支援室 特別支援教育班

電話 047-422-9236

# つながる ひろがる

# ふなっこファイル



「ふなっこファイル」とは、船橋市で作成する「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」のことです。成長や発達に心配や不安のあるお子さんや発達障害を含む障害のあるお子さんに対して、保護者と園や学校が中心となり、医療機関や福祉機関、相談機関などと連携し、乳幼児期から学校卒業まで切れ目ない一貫した教育的支援を引き継いでいくために作成するものです。

## 令和 7 年 作業部会委員

| No. | 区 分 | 所 属 ・ 職 名                 | 氏 名    |
|-----|-----|---------------------------|--------|
| 1   | 委員  | 高根小学校長                    | 阿部 義徳  |
| 2   | 委員  | とらのこキッズ児童発達支援管理責任者        | 和久本 香  |
| 3   | 委員  | 船橋市放課後等デイサービス事業所<br>協議会会長 | 荒木 直也  |
| 4   | 委員  | 障害福祉課                     | 推薦依頼中  |
| 5   | 委員  | 保育運営課副主幹                  | 長内 夕子  |
| 6   | 委員  | 地域保健課                     | 推薦依頼中  |
| 7   | 委員  | 療育支援課副主査                  | 藤井 洋平  |
| 8   | 委員  | こども発達相談センター主任技師           | 樋口 美幸  |
| 9   | 委員  | 船橋中学校                     | 佐藤 奈津子 |
| 10  | 委員  | 御滝中学校                     | 中澤 紫野  |
| 11  | 委員  | 行田西小学校                    | 飯田 紗弥香 |
| 12  | 委員  | 八木ヶ谷北小学校                  | 山崎 真梨  |
| 13  | 委員  | 市立船橋高等学校                  | 國澤 智美  |
| 14  | 委員  | 市立船橋特別支援学校                | 推薦依頼中  |
| 15  | 事務局 | 総合教育センター教育支援室副主査          | 宮崎 文香  |
| 16  | 事務局 | 総合教育センター教育支援室副主査          | 横内 正隆  |
| 17  | 事務局 | 総合教育センター教育支援室副主査          | 白石 亜希子 |
| 18  | 事務局 | 総合教育センター教育支援室副主査          | 星野 沙織  |
| 19  | 事務局 | 総合教育センター教育支援室副主査          | 武田 芳樹  |
| 20  | 事務局 | 総合教育センター教育支援室副主幹          | 鰐部 裕実  |

## 教育と福祉の連携

**家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告**
別添1

～障害のある子と家族をもっと元気に～
概要

**1. 教育と福祉との連携に係る主な課題**

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

**2. 保護者支援に係る主な課題**

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の  
対応策

**1. 教育と福祉との連携を推進するための方策**

- ・教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- ・学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- ・学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- ・個別の支援計画の活用促進

**2. 保護者支援を推進するための方策**

- ・保護者支援のための相談窓口の整理
- ・保護者支援のための情報提供の推進
- ・保護者同士の交流の場等の促進
- ・専門家による保護者への相談支援

**【具体的な取組例】**

(厚生労働省)

- ・放課後等デイサービスガイドラインの改定
- ・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。

市町村

福祉部局

⇄

教育委員会

連携強化

(文部科学省)

- ・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援
- ・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

保護者向けハンドブック  
保護者同士の交流の場の促進

域内の支援情報の提供  
学校や関係者への福祉制度の周知

障害児通所支援事業所

家庭

学校

個別の支援計画の活用による切れ目ない支援

情報共有・連携強化

\*平成30年5月24日付け30文科初第357号、「教育と福祉の一層の連携等の推進について」の通知文のより、「学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知」や「学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化」などが求められています。

### ☆通常の学級に在籍の児童生徒も使っていること多い主な福祉サービス

\*相談ガイドブック参照 (C4th 書庫)

- ・放課後等デイサービス・・・療育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を行うものです。学習支援やSST、運動療法などの支援を行っている事業所もある。
- ・日中一時支援事業・・・日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を目的とした見守り等の支援。
- ・移動支援事業・・・社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出及び通学通所の送迎の支援。

### ☆連携の具体例

- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画などの書類のやり取り。
- ・学校や事業所の様子を確認するなど面談。
- ・実際に学校や事業所での様子を参観する。

令和7年度 船橋市特別支援連携協議会及び作業部会の予定

**第1回 船橋市特別支援連携協議会**

令和7年5月29日(木): 場所 本庁舎 7階 705会議室

令和7年度 特別支援連携協議会の計画案

～ 検討事項について、協議の柱を整理 ～

◇第1回 作業部会

令和7年7月7日(月)

場所: 船橋市総合教育センター

◇第2回 作業部会

令和7年12月17日(水)

場所: 船橋市総合教育センター

**第2回 船橋市特別支援連携協議会**

令和8年1月29日(木): 場所 県合同庁舎分室1

令和7年度 特別支援連携協議会の報告とまとめ

～ 作業部会の検討を受け、報告の取りまとめ ～